

江南市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江南市市民参加条例（平成25年条例第28号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によります。

(パブリックコメント)

第3条 条例第10条第5項に規定する意見の提出方法は、次に掲げる方法のうちから執行機関等が指定するものとします。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ装置を用いた送信
- (4) 電子メールを用いた送信
- (5) その他執行機関等が適当と認める方法

(市民政策提案)

第4条 条例第14条第1項の規定により市民政策提案を行う者は、市民政策提案書（様式第1号）及び市民政策提案者署名簿（様式第2号）に関係資料を添えて、執行機関等に提出するものとします。

2 条例第14条第1項に規定する連署は、市民政策提案者署名簿に必要事項を記載することにより行うものとします。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、市民政策提案検討結果通知書（様式第3号）によるものとします。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行します。

執行機関等

代表者氏名

印

〔 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

市民政策提案書

江南市市民参加条例第14条第1項の規定により、下記のとおり提案します。

記

1 政策の案の名称	
2 現状の課題	
3 政策の内容	
4 政策の目的・理由	
5 政策による効果	
6 政策の実施に要する費用の額 及び内訳	
7 提案に至るまでの経緯 (議論の過程、活動状況)	
8 添付する資料の名称	

様式第2号（第4条関係）

市民政策提案者署名簿

年 月 日

番号	氏名	住所	生年月日	江南市との関わり	備考
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	
				1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で公益的活動（ ）	

備考

- 1 氏名は、自署（視覚に障害をお持ちの方が点字で自己の氏名を記載することを含みます。）してください。ただし、身体の故障等により自署することができない場合は、代筆を行うことができます。この場合、「備考」欄に代筆の旨並びに代筆者の住所及び氏名を記載してください。
- 2 法人その他の団体にあつては、「氏名」欄に事業所の名称及び代表者の氏名を、「住所」欄に事業所の所在地を記載してください。
- 3 「江南市との関わり」欄は、市外に住所を有する方のみ該当する番号を○で囲んでください。なお、「市内に通勤」に該当する方は勤務先を、「市内に通学」に該当する方は学校名を、又は「市内で公益的活動」に該当する方は活動団体又は活動内容を記載してください。
- 4 市民政策提案書とこの署名簿との内容が一致していることを確認の上、署名してください。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

執行機関等 印

市民政策提案検討結果通知書

江南市市民参加条例第14条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 政策の案の名称
- 2 提出日
- 3 検討結果及びその理由